

**仙台市中央卸売市場再整備事業アドバイザー業務委託（基本設計段階）  
に係る受託候補者選定プロポーザル評価要領**

**1. 参加者等実績の評価要領**

- (1) 参加者等実績の評価項目及び配点は以下のとおりとする。
- (2) 参加者等が特定されないよう、参加者等実績の一部を処理してから評価を行う。
- (3) 共同企業体の構成員として行った実績については、代表者として行ったものに限る。

参加者等実績

〔配点合計 30点〕

評価項目		配点
参加者	参加者の実績	10点
配置予定担当者	総括担当者の実績	12点
	主担当者の実績	8点

(4) 評価基準

- ・各評価項目について、A、B、Cの3段階で評価を行う（一部加点あり）。  
ただし、評価基準に該当する実績がない場合は0点とする。  
なお、各評価項目における評価は、該当する評価のうち最も高い区分1つのみを適用するものとし、（加点評価を除き）複数の評価を重複して適用することはできない。
- ・本評価要領における市場の区分（中央卸売市場・地方卸売市場）は卸売市場法に基づく。  
中央卸売市場：同法に基づき農林水産大臣の認定を受けた市場  
地方卸売市場：同法に基づき都道府県知事等の認定を受けた市場
- ・主担当者の実績評価について、総括担当者の兼務以外の主担当者を評価対象とし、主担当者が複数の場合は評価が高い者を評価対象とする。

① 参加者の実績

〔配点10点〕

評価	評価基準	配点
A評価	実施要領 3. 参加資格要件 (7) を満たす、「中央卸売市場又は地方卸売市場に係る業務」の実績を有する。	8
B評価	実施要領 3. 参加資格要件 (7) を満たす、「延べ床面積20,000㎡以上」の実績を有する。	4
C評価	実施要領 3. 参加資格要件 (7) を満たす、「延べ床面積10,000㎡以上」の実績を有する。	2
加点評価	仙台市内に本店を有する企業が参加する場合（共同企業体に市内本店企業が1者以上含まれる場合も対象とする）	2

② 総括担当者の実績

〔配点12点〕

評価	評価基準	配点
A評価	実施要領 3. 参加資格要件 (8) アを満たす、「中央卸売市場又は地方卸売市場に係る業務」の実績を有する。	12
B評価	実施要領 3. 参加資格要件 (8) アを満たす、「延べ床面積20,000㎡以上」の実績を有する。	6
C評価	実施要領 3. 参加資格要件 (8) アを満たす、「延べ床面積10,000㎡以上」の実績を有する。	3

③ 主担当者の実績

[配点8点]

評価	評価基準	配点
A評価	実施要領 3. 参加資格要件 (8) イを満たす、「中央卸売市場又は地方卸売市場に係る業務」の実績を有する。	8
B評価	実施要領 3. 参加資格要件 (8) イを満たす、「延べ床面積20,000㎡以上」の実績を有する。	4
C評価	実施要領 3. 参加資格要件 (8) イを満たす、「延べ床面積10,000㎡以上」の実績を有する。	2

2. 企画提案書の評価要領

- (1) 企画提案書の評価項目及び配点は以下のとおりとする。
- (2) 事業者名等が特定されないよう企画提案書等の一部を処理してから評価を行う。
- (3) 評価点の計算は、配点×評価係数とする。
- (4) 各審査委員の持ち点は、企画提案書1件につき70点満点とする。
- (5) 各審査委員の評価点の平均値を企画提案評価点とする。

企画提案

[配点合計70点]

評価項目		配点
テーマ1	「業務方針、業務体制及び作業工程計画書について」	20点
テーマ2	「基本計画で試算した概算事業費の縮減方策について」	30点
テーマ3	「場内事業者との調整支援の進め方について」	20点

(6) 評価基準

- ・各評価項目について、A、B、C、D、Eの5段階で評価を行う。

企画提案書の評価基準

評価項目		評価基準
テーマ1	「業務方針、業務体制及び作業工程計画書について」	プレゼンテーション及び質疑応答を踏まえて、業務理解度、的確性、実現性の観点から総合的に評価する
テーマ2	「基本計画で試算した概算事業費の縮減方策について」	
テーマ3	「場内事業者との調整支援の進め方について」	

企画提案書の評価係数

評価項目	評価係数 (5段階)				
	A評価	B評価	C評価	D評価	E評価
	1.0	0.8	0.6	0.4	0.2
テーマ1	極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
テーマ2	極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
テーマ3	極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分

### 3. 評価集計について

- (1) 参加者等実績及び企画提案書の評価点を集計し、総合評価点を算出する。  
(2) 評価点の集計方法及び配点は、以下のとおりとする。

$$\text{総合評価点} = \text{参加者等実績の評価点} + \text{企画提案書の評価点}$$

総合評価

[配点合計100点]

集計対象	集計項目	配点
参加者等の実績	参加者の実績	10点
	総括担当者の実績	12点
	主担当者の実績	8点
企画提案書	テーマ1	20点
	テーマ2	30点
	テーマ3	20点
総合評価点		100点

- (3) 総合評価点が同点となった場合には、以下項目の評価点が高い事業者を上位とする。

- ・第一優先項目：企画提案書の合計評価点
- ・第二優先項目：参加者等の実績の合計評価点
- ・第三優先項目：企画提案書のテーマ2の評価点
- ・第四優先項目：企画提案書のテーマ1の評価点